

北海道知事選挙 北海道議会議員選挙

投開票日
投票時間

4月9日(日)
7時～20時



投票できる方

平成17年4月10日までに生まれ、令和4年12月30日までに白老町に転入届を出して、引き続き白老町に住所のある方。

投票入場券を持参ください

投票には、入場券を持参してください。家族の入場券と間違えたり、投票所を間違えないよう入場券を確認してください。入場券を忘れた場合は、投票所の受け付けで再交付の手続きをすれば投票ができます。

転入・転出・転居した方

①【転入した方】

令和4年12月31日以降に道内の他市町村から転入した方は左記の方法で投票することができます。

(1) 投票日当日、前住所地で投票する

(2) 投票日前日までに前住所地で期日前投票をする

(3) 白老町で不在者投票をする

②【転出する方】
これから道内の他市町村へ転出する方は左記の方法で投票することができます。

(1) 投票日当日、白老町で投票する

(2) 投票日前日までに白老町で期日前投票をする

(3) 新住所地で不在者投票をする

※①または②に該当される方は、投票する場合、市町村の住民票発行窓口(白老町役場は町民課)が無料で発行する「引き続き住所を

有する証明書」、または投票所での「引き続き北海道内に住所を有する旨の確認の申請」が必要になります。

※道外へ転出された方は投票ができません。

③【転居した方】

3月11日以降に町内で転居された方(例 萩野↓社台に転居)は、以前に居住していた場所の投票所で投票していただくこととなります。(入場券で確認してください)

投票日に用事のある方

投票日当日に仕事や旅行などで用事のある方は、期日前投票をすることが出来ます。

入場券を持参の上、お越しく下さい。

【北海道知事選挙と北海道議会議員選挙では期日前投票の期間が異なりますので注意してください。】

【期日前投票期間】

◆北海道知事選挙

3月24日(金)～4月8日(土)

◆北海道議会議員選挙

4月1日(土)～4月8日(土)

【期日前投票時間および場所】

◆時間 8時30分～20時

◆役場 第1会議室

町外へ長期出張・滞在する方

白老町に住民票はあるが長期出張などで他市町村に滞在している方は、滞在先の市町村選挙管理委員会へ不在者投票をすることが出来ます。この場合、白老町選挙管理委員会に投票用紙を請求し、

交付を受けてから滞在先の市町村選挙管理委員会へ不在者投票を行うこととなります。郵送期間などを考慮して、早めに手続きしてください。

入院中で投票所に行けない方

北海道選挙管理委員会から不在者投票場所の指定を受けた病院や老人ホームに入院・入所している方は、その施設内で不在者投票することが出来ます。希望する方は、施設の職員に申し出てください。※町内では、町立病院、きたこぶし、寿幸園、恵和園、さくら、北海道リハビリテーションセンター・そよ風の里が指定されています。

身体が不自由で字が書けない方

投票所には行けるが身体が不自由で字が書けない方のために代理投票制度があります。投票所の係員に申し出て下さい。(投票時の秘密は厳守します)

開票を参観したい方

白老町内に選挙権がある方は開票を参観することができます。

【開票日時】

◆4月9日(日) 21時15分から

(※入場は20時45分から)

【開票所】 白老町総合体育館

※北海道選挙管理委員会が発行する選挙公報は、町選挙管理委員会に届き次第新聞折り込みをするほか、役場・各出張所の窓口でも配布します。また、希望者には郵送もしますので連絡してください。

白老町長選挙 投票日 3月5日(日)

3月5日は白老町長選挙の投票日です。※詳細は2月号を参照してください。

- ・投票時間 : 7時～20時 入場券に記載の投票所
- ・開票時間 : 21時15分から (※入場は20時45分から) 白老町総合体育館

問い合わせ先：町選挙管理委員会事務局 (役場総務課内) ☎82-4277